## 令和 2 年度 岸和田市上水道事業会計予算

## （総 則）

第1条 令和 2 年度岸和田市上水道事業会計の予算は，次に定めるところによる。
（業務の予定量）
第2条 業務の予定量は，次のとおりとする。
（1）給 水 戸 数
（2）年 間 総 配 水 量
（3）一 日 平 均 配 水 量
87，895 戸（令和3年3月末見込）
（4）主要な建設改良事業
（1）新 設 改 良 事 業 388，016 千円
（2）第3次施設更新事業 925，803 千円
（収益的収入及び支出）
第3条 収益的収入及び支出の予定額は，次のとおりと定める。

（資本的収入及び支出）
第4条 資本的収入及び支出の予定額は，次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額808，224千円は，過年度分損益勘定留保資金43，532千円，当年度分損益勘定留保資金 655，452千円，当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額109，240千円で補てんするものと する。）。

```
収 入
```

第1款 資 本 的 収 入

$$
\begin{array}{r}
1,220,330 \\
\text { 千円 } \\
1,022,300
\end{array} \text { 千円 }
$$

第1項 企 業 債
第2項 固定資産売却代金
第3項 他 会 計 負 担 金
第4項 他 会 計 繰 入 金
第5項 補 助 金
支 出

第 1 款 資 本 的 支 出
第1項 建 設 改 良 費
第2項 企 業 債 償 還 金

$$
705,787 \text { 千円 }
$$

（継続費）
第5条 継続費の総額及び年割額は，次のとおりと定める。

| 款 | 項 | 事 業 名 | 総 額 | 年 度 | 年 割 額 |
| :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: |
| 1 資本的支出 | 1 建設改良費 | 第 3 次施設更新 事業 | $\begin{gathered} \text { 千円 } \\ 5,137,660 \end{gathered}$ | 令和2年度 | 千円 851,360 |
|  |  |  |  | 令和3年度 | 1，089，600 |
|  |  |  |  | 令和4年度 | 1，128，680 |
|  |  |  |  | 令和5年度 | 1，224，520 |
|  |  |  |  | 令和6年度 | 843，500 |

（企業債）
第6条 起債の目的，限度額，起債の方法，利率及び償還の方法は，次のとおりと定める。

| 起債の目的 | 限度 額 | 起債の方法 | 利 | 償 還 |  | の | 方 | 法 |
| :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: |
|  |  |  |  | 借入先 | 償還期限 | 据置期間 | 償還方法 | その他 |
| 新 設 改 良 | $\begin{array}{r} \text { 千円 } \\ 290,800 \end{array}$ | 普通貸借又は証券発行ただし事業の進捗状況に より起債額の全部又は一部を起 | \％以内 10 （ただし，利率 見直し方式で借 り入れる資金に | 政 府 <br> 機 構 | $\begin{gathered} \text { 年以内 } \\ 40 \end{gathered}$ | $\begin{gathered} \text { 年以内 } \\ 5 \end{gathered}$ | 年賦，半 <br> 年賦，元 <br> 金均等 <br> 若しくは <br> 元利均 | 必要に <br> 応じて繰 <br> 上償還 <br> 又は借り <br> 換えるこ |
| 第 3 次 施 設更 新 事 業 | 731，500 | $\begin{aligned} & \text { 部又は一部を起 } \\ & \text { 責前借するこ } \end{aligned}$ ができる。 | ついて，利率の見直しを行った後においては，当該見直し後の利率） | 銀 行 <br> その他 |  |  | 元利均 <br> 等償還 <br> 又は満 <br> 期一括 <br> 償還 | 換えるごでき <br> る。 |

（一時借入金）
第 7 条 一時借入金の限度額は，2，000，000千円と定める。
（予定支出の各項の経費の金額の流用）
第8条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は，次のとおりと定める。
（1）営業費用，営業外費用，特別損失
（議会の議決を経なければ流用することのできない経費）
第9条 次に掲げる経費については，これらの経費の金額を，これらの経費のらち他の経費の金額に，若し
くはこれら以外の経費の金額に流用し，又はこれら以外の経費をこれらの経費の金額に流用する場合は，議会の議決を経なければならない。
（1）職員 給 与 費
560，451 千円
（2）交 際 費
50 千円
（他会計からの補助金）
第10条 一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は，51，928千円である。
（たな卸資産購入限度額）
第11条 たな卸資産の購入限度額は，50，231千円と定める。

令和2年2月20日提出
岸和田市長 永 野 耕 平

